

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第46回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2018年も残すところ僅かとなりましたが、弊事務所は、2018年12月22日（土）から2019年1月1日（火）まで休業させていただき、2019年1月2日（水）から新年の業務を開始いたします。次回のニュースレターは2018年2月からの配信を予定しております。本年も格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。来年もより一層のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

2018年12月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

ホワイトカラー犯罪に対する罰則の強化

2018年10月24日、連邦議会において、会社法、ASIC法、消費者金融保護法、保険契約法を改正し、企業の不正行為に対する罰則を強化するための法案（Treasury Laws Amendment (Strengthening Corporate Financial Sector Penalties) Bill 2018）の審議が開始されました。

たとえば、刑事罰については、個人の懲役の最長刑期の引き上げ（懲役最大5年から10年に変更）、個人の罰金最大額の引き上げ（4,500ペナルティーユニット（現在\$945,000）と違法行為によって得た利益の3倍のいずれか大きい額）、企業の罰金最大額の引き上げ（45,000ペナルティーユニット（現在\$9.45M）、違法行為によって得た利益の3倍、年間売上高の10%のいずれか大きい額）を図るものです。民事罰についても同様に罰則の強化が図られています。個人の懲役刑が最大10年に引き上げられた行為には、不誠実に取締役や役員の義務に違反することも含まれますので、注意して下さい。

本法案を契機に、各企業は自社の内部統制やコンプライアンス手続について改めて見直すことが望ましいでしょう。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

[Japan Practice 紹介サイト](#)



その他の注目のトピック

QLD 州新リハビリテーション法（資源法）

2018年11月14日、QLD州議会で環境保護法（Environmental Protection Act 1994）に基づくリハビリテーションの枠組みを大きく変更する鉱物・エネルギー資源法案（Mineral and Energy Resources (Financial Provisioning) Act 2018.）が可決されました。鉱山の採掘プロジェクトは段階的なリハビリテーション・鉱山閉鎖計画の作成が義務付けられるとともに、公衆の利益（public interest）を踏まえたプロジェクト評価の仕組みが導入されることとなります。また、将来的には他の州でも同様の法令が導入される可能性があると考えられます。

本稿では、新たなリハビリテーション法に基づく枠組みについて説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

北部準州の新たな石油法制（資源法）

2018年10月29日、北部準州議会は石油法および規則（Petroleum Act and Petroleum (Environment) Regulations）の改正案（Petroleum Legislation Amendment Bill）の審議を開始し、2019年1月30日までコメントの提出を受け付けています。

本稿では、この改正案について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

QLD 州の新たな廃棄物規制（環境法）

QLD州では環境保護規則（Environmental Protection Regulation 2008）を改正し、規制対象となる廃棄物の分類と廃棄物に関して環境に影響を与える行為（waste-related environmentally relevant activities）を変更しました。本改正は、リスクの低い行為に対する規制を合理的なものにするとともに、廃棄物関連テクノロジーのイノベーションを促し、廃棄物取扱いのインセンティブを提供するものです（改正の一部は未施行）。

本稿では、QLD州の新たな廃棄物規制の概要を紹介します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

リース契約雛形見直しの必要性（不動産法）

オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、消費者や小規模企業を相手方とする雛形的な契約に不公正な契約条件が含まれている事案に対して権限を行使しており、オフィススペースの提供等を行っている Servcorp を提訴した ACCC v Servcorp [2018] FCA 1044 に関する決定はその好例となっています。

本稿では、上記決定の内容と、これを踏まえた対応策について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近行われたセミナーのご報告

オーストラリア労働法の基本と実務上の注意点（2018年8月）

加納弁護士が「オーストラリア労働法の基本と実務上の注意点」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催勉強会）を行い、オーストラリア労働法の基本的な枠組み、労働法制の近時の動向及び実務上の注意点について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

2017年の法改正の動向（2017年12月）

加納弁護士が「2017年の法改正の動向」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、競争法、消費者法、倒産法、労働法、個人情報保護法及び外国投資規制の6つ重要分野の重要な法改正について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

新版「オーストラリアにおけるビジネス展開」(2017)

弊所作成にかかる「オーストラリアにおけるビジネス展開（原文は **Doing Business in Australia**）」と題する小冊子を2016年版から2017年版に改訂しましたので、お知らせいたします。以下のリンクから無料でダウンロードできますので、是非ご活用ください。

- [オーストラリアにおけるビジネス展開](#)（日本語版）
- [Doing Business in Australia](#)（英語版原文）

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 川合千秋
メール：ckawai@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
（日本に出向中）



ロークラーク 濱田啓太郎
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：khamada@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com